

第 1 回 周南市市民参画推進審議会 議題

(1) 令和 6 年度 市民参画実施状況について

市民参画の実施が <u>必須の施策</u> (周南市市民参画条例第 6 条第 1 項に基づく施策)	26 件
市民参画の実施が <u>任意の施策</u> (周南市市民参画条例第 6 条第 3 項に基づく施策)	29 件
市民参画の実施が必須の施策のうち、 <u>緊急を要すること理由に市民参画を実施しなかった</u> 施策 (周南市市民参画条例第 6 条第 5 項に基づく施策)	0 件
合 計	55 件

(2) 令和 6 年度 市民参画実施状況の評価の対象及び評価方法について

○参考 (令和 5 年度)

市民参画を実施した施策 : 54 施策

市民参画の実施が必須の施策 : 16 施策全てを評価

市民参画の実施が任意の施策 : 37 施策のうち 23 施策を評価

・委員を 2 班に分け、評価対象を分割した。

個別に評価したうえで、その評価を持ち寄り、グループワークを実施した。

(3) 条例の見直しについて

- ・「周南市市民参画条例」は平成 19 年 4 月 1 日に施行。
- ・令和 9 (2027) 年度には、条例施行から 20 年目となる。
- ・平成 29 年度 (条例施行 10 年目) の答申で条例の見直しについて言及されている。

○参考 (平成 29 年度答申抜粋)

(1) 条例の見直しの必要性について

更なる市民参画の推進のために、時代と共に条例を改正する必要があるかという視点で検討したところ、市民一人ひとりが市政に参画するための基本的な取り決めとして、現条例は色あせることなく活着していると結論に達しました。必要な事項はガイドラインの改定等により対応が可能であり、現状での条例の見直しは必要なしと判断いたしました。